



札幌市告示第1256号

東北地方太平洋沖地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

平成23年6月6日

札幌市長 上田 文雄



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、平成23年3月25日付け札幌市告示第682号において別途告示で定めることとされている期日は、その期限が平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に到来するものについて、平成23年6月30日とする。

札幌市税条例

札幌市告示